

自然と共生する地域づくり II

稲作のできる耕地の再生をめざし

「自然環境保護対策基本計画」の中では、「保全」「管理」「活用」の3項目を大きな柱とし、それぞれ具体的な方策を提示していますが、「管理」の項目の中で、大切な農地の取得、復田等は、農業生産法人を設立して取り組むことを示唆しています。



美しい里山の自然の中で

■土地利用の基本方針

見直しを行った「自然環境保護対策基本計画」の中では、「土地区画整理事業の中止に伴い農業生産法人が農地を取得し復田化を実施」としています。

また、基本計画の中では、土地利用の基本方針を、「(1)自然と共生する地域づくり」を目標とした土地利用を推進すること、「(2)対象地域において、大面積を占める企業の仮登記した農地(耕作放棄地)について、市が適切な手法で取得し、他の農地を含め、可能な限り復田化すること」、「(3)復田及び水田の耕作・管理に際しては、希少動植物への配慮や環境と調和した農法の採用等に留意すること」、「(4)水田耕作の担い手としては、①設立する農業生産法人等による取り組み、

②地域住民のみならず、広範な都市住民や企業、学校まで幅広く視野に入れた市民参加、③環境に対する専門性を持つボランティア意識の高いNPOとの協働、の三つの柱を想定することとしています。

■農地取得へ向けて

市では、基本計画に沿ってビオトープ化を進めています。市で農業を行うことを目的に農地を取得することは、法律の制約があり、直接取得することはできません。

そこで、江川地区の農業と自然の共生地域づくりを目的として農業生産法人を設立するため、市、自然保護団体、農業関係者により設立準備会を立ち上げ、平成18年7月と8月に設立準備会を2回開催し、法人の名称や事業計画などを検討してきました。

